入札制度が変わりました

■暴力団員等※や，役員に暴力団員等※がいる法人は，買受人となれません
■暴力団員等※から資金の提供を受けた個人・法人は，買受人となれません

※「暴力団員等」とは，暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいいます。

入札時に下記の各書面の提出が入札書ごとに 必要になります。

暴力団員等に該当しない旨の 陳述書（個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※記載に不備があった場合，入札が無効になる場合があります。提出後の訂正はできません。

注意！「陳述」欄の「□自己の計算において･･･ありません」の□のチェックは，「他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合」など（なお，入札者自身が資金を金融機関等から借り入れる場合は通常含まれません。）にチェックするものです。誤ってチェックすることのないようにしてください。

住民票（個人の場合）

資格証明書（法人の場合）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※住民票は，生年月日・性別の記載があり，マイナンバーの記載のないものを提出してください。

※入札する日において発行後３か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

（入札方法に関する問合せ）　さいたま地方裁判所執行官室　☎048-863-5253

令和　７年（ケ）第　　２５５号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年　３月１７日
さいたま地方裁判所第３民事部
裁判所書記官　佐　藤　佳　恵

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年　４月　１日から 令和　８年　４月　８日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年　４月１５日　午前１０時００分 さいたま地方裁判所売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　８年　４月３０日　午前１０時００分 さいたま地方裁判所第３民事部
特別売却実施期間	令和　８年　４月２０日　午前　９時１０分から 令和　８年　４月２４日　午後　５時００分まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）	☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。	

一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年３月１７日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和７年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	7,350,000 5,880,000		1,470,000	67,942	10,129
備考					

令和　７年（ケ）第　　２５５号

物　件　目　録

１（一棟の建物の表示）

所　　在　　北本市二ツ家三丁目　１４６番地１

建物の名称　　アルファスクエア北本アリーナ

（専有部分の建物の表示）

家屋　番号　　二ツ家三丁目　１４６番地１の２０９

建物の名称　　２０９

種　　類　　居宅

構　　造　　鉄筋コンクリート造１階建

床　面　積　　２階部分　５０．６９平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号　　１

所在及び地番　北本市二ツ家三丁目１４６番１

地　　目　　宅地

地　　積　　１６６１．３０平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号　　１

敷地権の種類　所有権

敷地権の割合　３２７１７９分の５４４４

令和　7年（ケ）第　　２５５号

物　件　明　細　書

令和　8年　2月　4日
さいたま地方裁判所第３民事部
裁判所書記官　佐　藤　佳　恵

1　不動産の表示
【物件番号１】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号１】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号１】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
【物件番号１】
管理費等の滞納あり。

《　注　　意　　書　》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

11

令和　７年（ケ）第　　２５５号

物　件　目　録

１（一棟の建物の表示）

所　　在　　北本市二ツ家三丁目　１４６番地１

建物の名称　　アルファスクエア北本アリーナ

（専有部分の建物の表示）

家屋　番号　　二ツ家三丁目　１４６番地１の２０９

建物の名称　　２０９

種　　類　　居宅

構　　造　　鉄筋コンクリート造１階建

床　面　積　　２階部分　５０．６９平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号　　１

所在及び地番　北本市二ツ家三丁目１４６番１

地　　目　　宅地

地　　積　　１６６１．３０平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号　　１

敷地権の種類　所有権

敷地権の割合　３２７１７９分の５４４４

令和７年(ケ)第２５５号
令和７年１０月３０日受理
令和８年　１月　８日提出

現況調査報告書

さいたま地方裁判所
執行官　田　尻　伸　行

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

令和　７年（ケ）第　　２５５号

物　件　目　録

１（一棟の建物の表示）

所　　在　　北本市二ツ家三丁目　１４６番地１

建物の名称　　アルファスクエア北本アリーナ

（専有部分の建物の表示）

家屋　番号　　二ツ家三丁目　１４６番地１の２０９

建物の名称　　２０９

種　　類　　居宅

構　　造　　鉄筋コンクリート造１階建

床　面　積　　２階部分　５０．６９平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号　　１

所在及び地番　北本市二ツ家三丁目１４６番１

地　　目　　宅地

地　　積　　１６６１．３０平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号　　１

敷地権の種類　所有権

敷地権の割合　３２７１７９分の５４４４

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	（住居表示未実施）
建物	物件１
種類，構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある　┌種　類： 　　├構　造： 　　└床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者　　□その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
管理費等の状況	□　　のとおり 管理費　１０，９００円 修繕積立金　１４，４５０円 自転車置場使用料　２００円 令和７年１１月１４日現在 □滞納はない ■滞納がある　R5年7月分～R7年11月分 計２９５，５００円 □不明
管理費等照会先	株式会社東急コミュニティー関東北信越支店
その他の事項	上記の滞納金の他、令和５年７月分から同７年１１月分までの遅延損害金として、４０，１９５円が発生している。
敷地権	符号１
現況地目	■宅地（符号１）　□公衆用道路（符号　）　□　　（符号　）
形状	■公図のとおり　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり □
敷地権の種類	■所有権（符号１）　□地上権（符号　）　□賃借権（符号　） □　（符号　）
その他の事項	土地の符号１に接面する１４６番２の土地は、北本市の所有であり、現況は公衆用道路である。
執行官保管の仮処分	■ない □ある　└地方裁判所　支部　平成　年（　）第　号 保管開始日　平成　年　月　日
敷地権以外の土地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	■建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■債務者兼所有者	本件建物には、私が住んでいます。 本件建物に不具合な所はありません。 以上

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

■　占有関係については、関係人の陳述及び物件の現況から、本報告書記載のとおり認めた。

以　上

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調　査　の　経　過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和７年１１月４日（火） １４：２０－１４：３０	物件所在地	臨場・外観撮影・管理人と面談
令和７年１１月１２日（水） １６：１５－１６：２０	当庁（電話）	滞納管理等照会
令和７年１１月１９日（水） １６：５０－１７：００	物件所在地	臨場・不在連絡文書投函
令和７年１２月２３日（火） ９：３０－９：５０	物件所在地	臨場・屋内等調査・債務者兼所有者と面談
令和８年１月７日（水） １５：３５－１５：４５	さいたま地方法務局 鴻巣出張所	件外土地の登記事項証明書取得

（特記事項）

■　令和７年１２月２３日
　目的物件は不在で施錠されていると予想されたので，立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□　令和　　年　　月　　日
　目的物件は不在で施錠されていたので，立会人を立ち会わせ，解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□　令和　　年　　月　　日
　休日・夜間執行許可の提示をした。

□　令和　　年　　月　　日

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

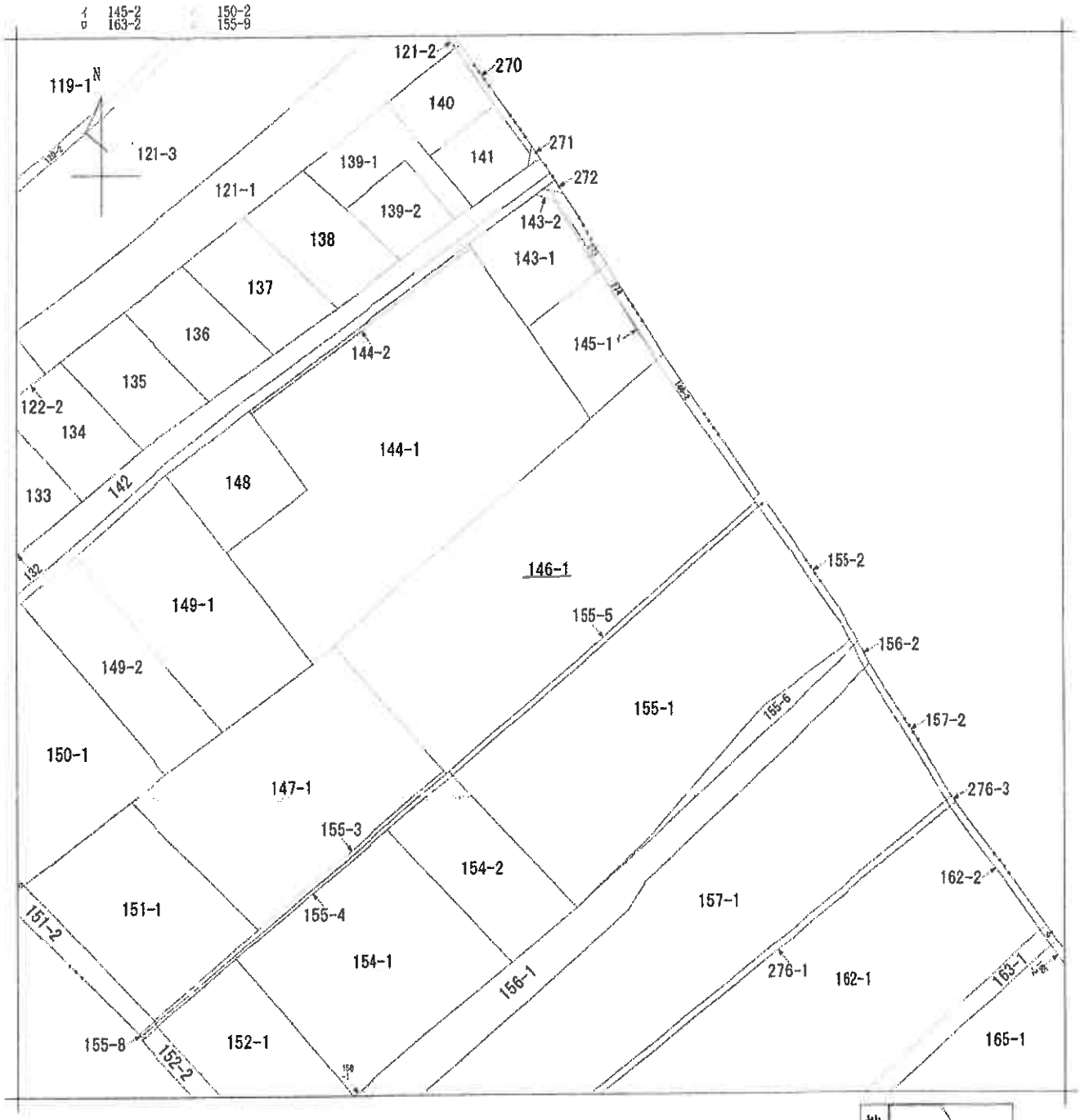

(注) 地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出	二ツ家 3丁目

請求部分	所在	北本市二ツ家三丁目				地番	146番1		
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和57年8月1日			備付年月日(原図)				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

A3判をA4判に縮小

(さいたま地方法務局鴻巣出張所管轄)

令和7年9月2日

福岡法務局

請求番号：10-1　　登記官 [redacted]

(1/1)

登記年月日：平成19年12月3日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（さいたま地方法務局鴻巣出張所管轄）
令和7年9月2日　福岡法務局
登記官

（7 枚目）

5311104　各階平面図 [redacted]

家屋番号	二ツ家三丁目 146番1の209
建物の所在	北本市二ツ家三丁目１４６番地１

建物図面
~~各階平面図~~

さいたま地方法務局
鴻巣出張所
19.12.3
登記

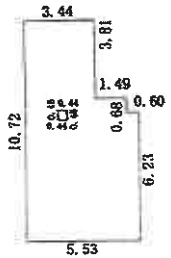

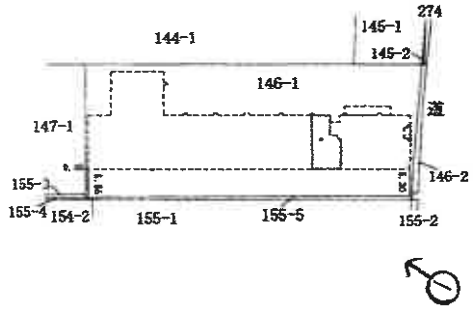

求積表

6.23 ×	0.60	=	3.7380
6.91 ×	1.49	=	10.2959
10.72 ×	1.35	=	14.4720
5.85 ×	0.44	=	2.5740
4.39 ×	0.44	=	1.9316
10.72 ×	1.65	=	17.6880
	合計		50.6995
	床面積		50.69 ㎡

建物の存する部分２階
建物の名称　２０９

A3判をA4判に縮小

作成者	土地家屋調査士 [redacted] 平成19年11月26日作成	縮尺	1/250

申請人	[redacted] 代表取締役 [redacted]	縮尺	1/1000

（東京土地家屋調査士会用紙）

写真情報処理技術を駆使

[redacted]

請求番号：10-2

建物見取図

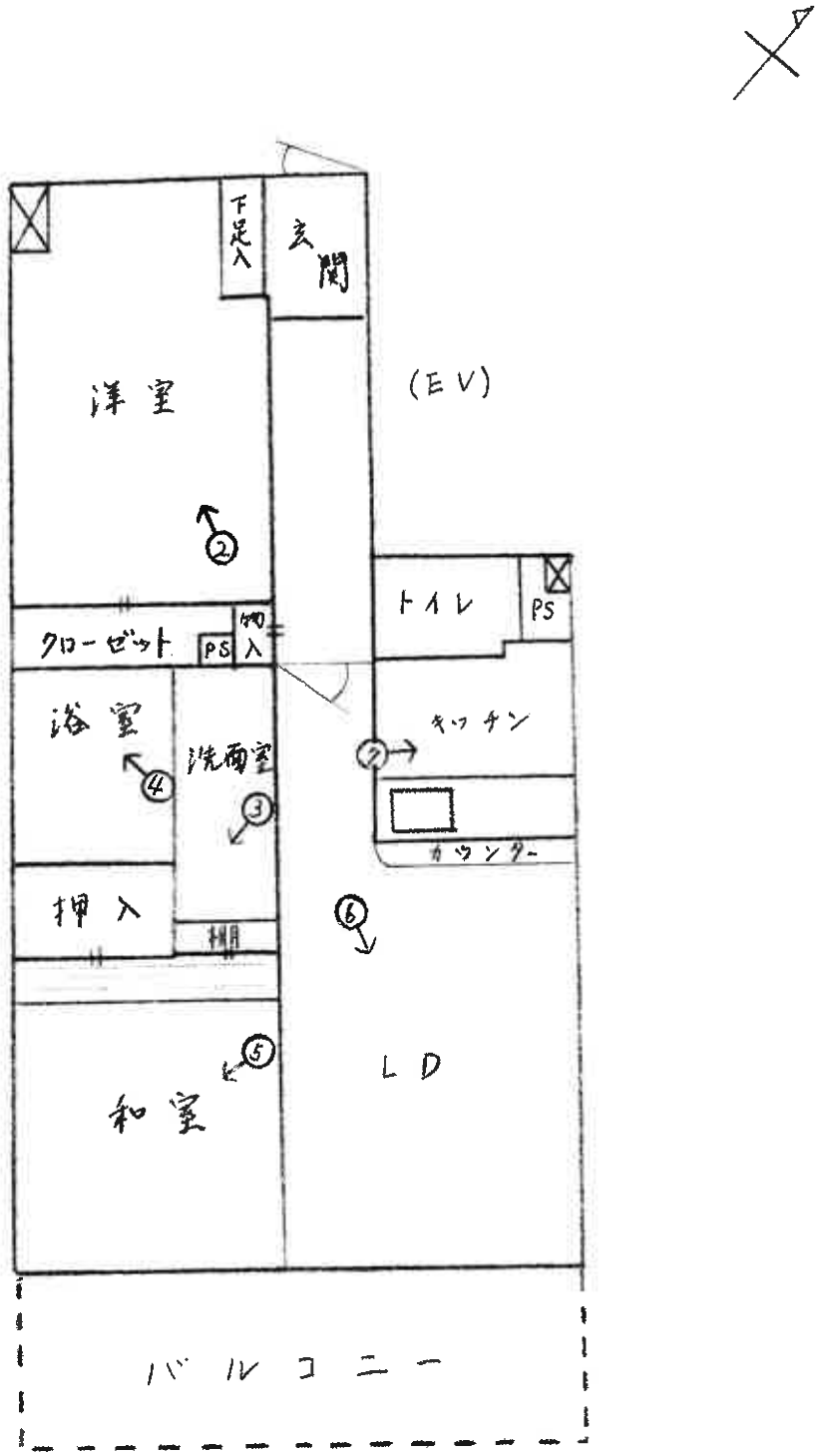

♂ 写真撮影位置

（ 8 枚目）

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

令和７年　（ケ）　第２５５号
令和７年　１２月　２３日　現地調査
令和８年　　１月　２３日　評　　価

さいたま地方裁判所

評　　価　　書

評価人　不動産鑑定士
石　井　依　子

令和　7年（ケ）第　　２５５号

物　件　目　録

１（一棟の建物の表示）

所　　在　　北本市二ツ家三丁目　１４６番地１

建物の名称　　アルファスクエア北本アリーナ

（専有部分の建物の表示）

家屋　番号　　二ツ家三丁目　１４６番地１の２０９

建物の名称　　２０９

種　　類　　居宅

構　　造　　鉄筋コンクリート造１階建

床　面　積　　２階部分　５０．６９平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号　　１

所在及び地番　北本市二ツ家三丁目１４６番１

地　　目　　宅地

地　　積　　１６６１．３０平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号　　１

敷地権の種類　所有権

敷地権の割合　３２７１７９分の５４４

第１　評価額

物件番号	評　　価　　額
物件１	金７，３５０，０００円

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

物件番号	所在等	登記	現況
1	（一棟の建物の表示） 所在 建物の名称 （専有部分の建物の表示） 家屋番号 建物の名称 種類 構造 床面積 （敷地権の目的である土地の表示） 土地の符号 所在及び地番 地目 地積 （敷地権の表示） 土地の符号 敷地権の種類 敷地権の割合	別紙物件目録記載のとおり	
物件番号	特記事項		
	なし		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じである。

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況・利用状況等

位置・交通	ＪＲ高崎線「桶川」駅の北西方約1,900m（直線距離）に位置する。	
付近の状況	一般住宅を中心として、一部事業所、アパート等も見られる住宅地域。旧中山道の背後地にあり、旧中山道沿いの商業施設（スーパー銭湯、飲食店、紳士服量販店等が集積）に隣接する。	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種住居地域 60% 200% なし 特になし
画地条件	地積 形状 地勢 その他	1,661.30㎡ ほぼ長方形 概ね平坦 特になし
接面道路の状況	北東側約5m舗装市道（建築基準法上の道路）にほぼ等高接面	
土地の利用状況等	本件マンションの敷地	
供給処理施設	上水道：あり ガス配管：あり 下水道：あり ※敷地内までの引込がある場合を「あり」、そうでない場合を「なし」としている。	
特記事項	・特になし	

2　建物の概況

（1）一棟の建物の概要

マンション名	アルファスクエア北本アリーナ
建物の用途	共同住宅　（総戸数49戸）
建築時期及び経済的残存耐用年数等	建築年月日（登記記載）：平成19年11月26日新築 経過年数：約18年 経済的残存耐用年数：約32年
構造	鉄筋コンクリート造、5階建
仕様	屋根：陸屋根 外壁：タイル貼り、その他 その他：特になし
設備等	エレベーター、オートロック、宅配ボックス、管理人室、自転車置場、機械式及び平面駐車場、ゴミ置場
建物の品等	使用資材：普通 施工：普通
管理の形態等	管理組合：アルファスクエア北本アリーナ管理組合 管理会社：(株)東急コミュニティー 管理形態：日勤管理
管理の状況	普通
特記事項	特にない。

（2）専有部分の概要

構造	鉄筋コンクリート造
位置	階層： 2階 主要開口部の方位： 南東向き
床面積	登記（50.69㎡）とほぼ同じ
間取り	2ＬＤＫ
仕様	内　壁 ： クロス貼り、その他 天　井 ： クロス貼り、その他 　床　 ： フローリング、畳、その他 設　備 ： 電気、ガス、給排水等 その他 ： 特になし ※アスベストの存否は不明
保守管理の状態	普通
管理費等	管　理　費 ： 10,900 円 （月額） 修繕積立金 ： 14,450 円 （月額） 滞　納　額 ： あり （令和7年11月14日現在） ※その他の費用等は執行官の現況調査報告書記載のとおり。
専有部分の利用状況等	所有者が居宅として利用している。
特記事項	① 洗面所・浴室等水回りに汚れが目立つ。 ② 室内クロスに黄ばみが見られた。

第５　評価額算出の過程

本件においては、積算価格及び収益価格をそれぞれ求め、試算価格を調整のうえ、評価額を後記のとおり決定した。

Ⅰ　積算価格の試算

１　基礎となる価格

① 建物価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

再調達原価（円/㎡） ア	専有面積（㎡） イ	現価率 ウ	建物価格（円） ア×イ×ウ
350,000	50.69	0.54	9,580,000

※計算表における計算結果である総額(円)については、原則として万円未満を四捨五入とし、総額が万円未満の場合は、千円未満を四捨五入とする(以下同じ)。

イ　専有面積：登記面積

ウ　現価率：

経過年数約18年、経済的残存耐用年数約32年、観察減価率(中古建物の市場性等も考慮)−15%

(計算式) 32／(18＋32)×(1−0.15)

② 敷地権価格

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

標準画地価格（円/㎡） ア	個別格差 イ	地　積（㎡） ウ	建付減価 エ	敷地権割合 オ	敷地権価格（円） ア×イ×ウ×エ×オ
80,000	1.00	1,661.30	1.0	5,444／327,179	2,210,000

ア　標準画地価格（公示地価格等からの規準）

公示地　桶川-10

公示地価格等		時点修正		標準化補正		地域格差		標準画地価格
83,100円/㎡	×	101.1／100	×	100／103.0	×	100／102	≒	80,000円/㎡

◇時点修正：公示地価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画地条件（道路接面方位）等を考慮した。

◇地域格差：公示地等の所在する地域は対象地域に比し、交通接近条件（駅距離）が優る。

イ　個別格差：対象地はマンション用地としては概ね標準的である。

エ　建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ　敷地権割合：登記上の敷地権割合による。

2　積算価格（敷地権付建物の価格）

建物価格に、敷地権価格を加算して、積算価格を次のとおり求めた。

建物価格 （円） ア	敷地権価格 （円） イ	価格 補正 ウ	個別 格差 エ	積算価格 （円） （ア＋イ）×ウ×エ
9,580,000	2,210,000	1.0	0.99	11,670,000

ウ　価格補正：なし

エ　個別格差：3階南東向き中間部屋を標準とし、階層別(2階)・位置別(南東向き中間部屋)効用比等を考慮した。

Ⅱ　収益価格の試算（ＤＣＦ法による）

目的物件は、賃貸借に供されている建物ではないが、その潜在的な収益力を把握するために、賃貸借を想定することにより、収益還元法を適用する。

目的物件を賃貸することにより分析期間中に得られるであろうと予測される正味純収益の現価の合計額に、分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して、ＤＣＦ法(Discounted Cash Flow法)による収益価格を以下のとおり求めた。

但し、当該物件に関する収集可能な資料には限界があり、さらに競売による売却後の現実の賃貸借は、特定の当事者間の契約行為によるものであるので、必ずしも現行の賃貸条件に付合する内容が実現するものではない。

《ＤＣＦ法の価格査定表》

３年間の有効純収益現価の合計	正味復帰価格の現価					収益価格
	４年目期末有効純収益	最終還元利回り	３年目期末復帰価格※1	複利現価率※2	正味復帰価格現価	
			イ ÷ ウ × (1 − 0.03)	(6.2 %)	エ×オ	
ア	イ	ウ	エ	オ	カ	ア＋カ
円	円	%	円		円	円
876,569	382,200	6.7	5,533,343 円	0.8349	4,619,788	5,500,000 円
(15.9 %)					(84.1 %)	(100 %)

※1　売却に要する仲介手数料等を売却価格（イ÷ウ）の３％と査定した。

※2　複利現価率の計算式

$$1 \div (1 + 6.2\%)^{3} = 0.8349$$

ア　3年間の有効純収益現価の合計：目的物件を賃貸することにより保有期間中（第1期～第3期）に得られるであろうと予測した各期の正味純収益を複利現価率で現在価値に割り戻した額の合計である。

イ　4年目期末有効純収益：保有期間終了後（4年目）の正味純収益である。

ウ　最終還元利回り：4年目の正味純収益から売却予測価格を求める還元利回りであり、標準的還元利回りに目的物件の個別リスク等を考慮して査定した。

エ　3年目期末復帰価格：4年目の正味純収益を最終還元利回りで還元して求めた売却予測価格から目的物件の売却に伴う仲介手数料相当額等を控除した価格である。

オ　複利現価率：一般市場及び競売市場における類型別収益物件の標準的な還元利回り等を参考に査定した。

カ　正味復帰価格現価：保有期間終了後に得られる正味復帰価格の現在価値である。

Ⅲ　評価額の判定

1　試算価格の調整

積算価格及び収益価格が下記のとおり求められた。

両試算価格には開差が生じたが、目的物件の需要の主体は自己利用を目的としたものと認められることから、本件評価では周辺の売買事例、売り希望事例等を参酌のうえ、積算価格を中心に収益価格を勘案して、調整後価格を下記のとおり求めた。

	占有減価修正前の試算価格（円） ア	占有減価修正 イ	試算価格（円） ア×イ
① 積 算 価 格	11,670,000	1.00	11,670,000
② 収 益 価 格	―――		5,500,000
③調整後の価格	11,050,000		

イ　占有減価修正：なし

2　評価額の判定

調整後の価格に市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額の減価並びにその他の控除減価(敷金等)を考慮して評価額を求めた。

調整後の価格（円） ア	市場性修正 イ	競売市場修正 ウ	滞納管理費等相当額の減価 エ	その他の控除減価(敷金等)（円）オ	評価額（円） ア×イ×ウ×エーオ
11,050,000	1.0	0.7	0.95		7,350,000

イ　市場性修正：なし

ウ　競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

エ　滞納管理費等相当額の減価：管理費等の滞納及び通常の売却までの期間を考慮した。

オ　その他の控除減価（敷金等）：なし

第６　参考価格資料

地価公示価格　（　桶川-10　）
所　　在　：　桶川市大字加納字堀切4番16外
価　　格　：　83,100円/㎡
位　　置　：　ＪＲ高崎線「桶川」駅約1,800m（道路距離）
価格時点　：　令和7年1月1日
地　　積　：　157㎡
供給処理施設　：　ガス・水道・下水
接面道路　：　東5.0m市道
用途指定等　：　第1種住居地域（建蔽率60%、容積率200%）
地域の概要　：　一般住宅、農地等が混在する新興住宅地域

第７　附属資料

1　位置図
2　公図写
3　建物図面・各階平面図写

地理院地図
GSI Maps

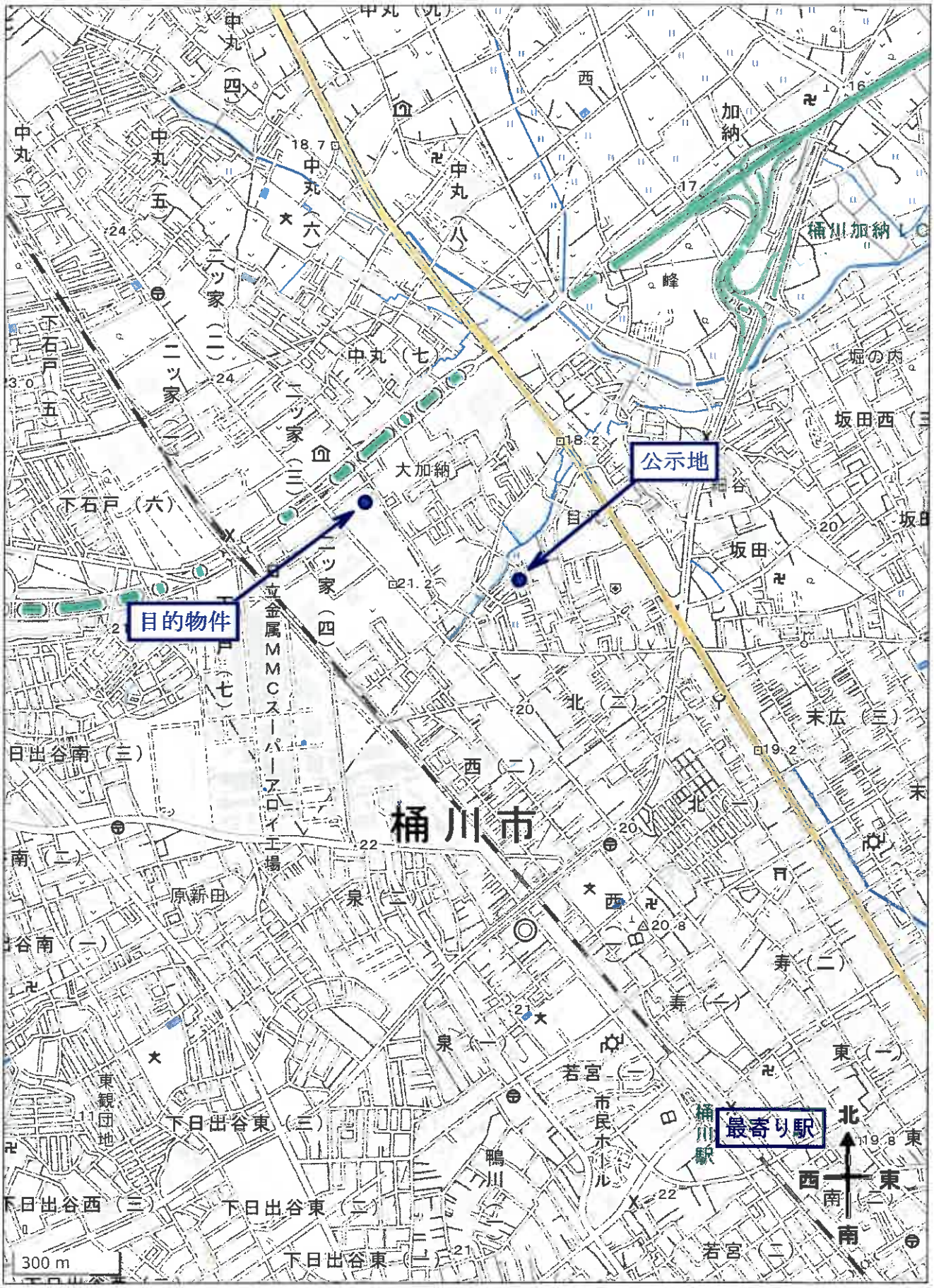

位置図

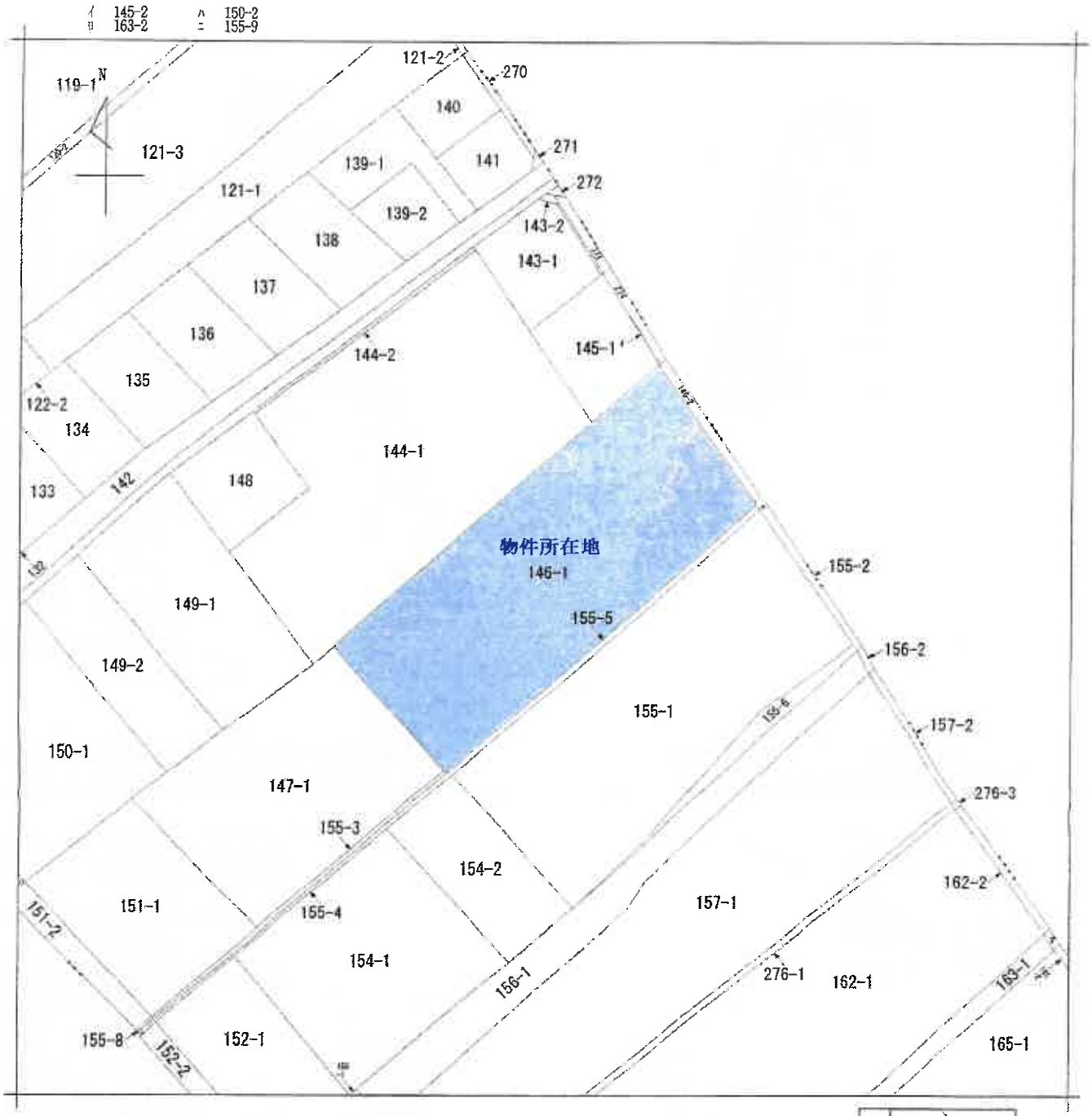

（注）地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出	ニツ家3丁目

請求部分	所　在	北本市二ツ家三丁目				地　番	146番1		
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和57年8月1日			備付年月日（原図）				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

（さいたま地方法務局鴻巣出張所管轄）

令和7年9月2日

福岡法務局

請求番号：10-1　　登記官 [redacted]

(1/1)

A3版をA4版に縮小

公図写

登記年月日 平成19年12月3日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（さいたま地方法務局鴻巣出張所管轄）
令和7年9月2日　福岡法務局
登記官

[redacted]

5311104　各階平面図 [redacted]

家屋番号	二ツ家三丁目 146番1の209
建物の所在	北本市二ツ家三丁目１４６番地１

建物図面
~~各階平面図~~

さいたま地方法務局
鴻巣出張所
19.12.3
登記

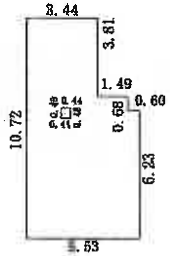

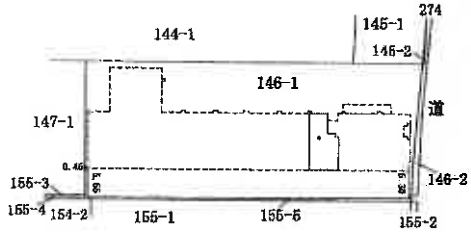

求積表

6.23 ×	0.60	=	3.7380
6.91 ×	1.49	=	10.2959
10.72 ×	1.35	=	14.4720
5.85 ×	0.44	=	2.5740
4.39 ×	0.44	=	1.9316
10.72 ×	1.65	=	17.6880
	合計		50.6995
	床面積		50.69 ㎡

建物の存する部分２階
建物の名称　２０９

作成者	[redacted] 月26 日作成)	縮尺	1/250

申請人	[redacted]	縮尺	1/1000

（東京土地家屋調査士会用紙）

[redacted]

A3版をA4版に縮小

請求番号：10-2